

受験生チャレンジ支援貸付事業を 「活用ください」

都では、受験生を持つ生計中心者に対し、学習塾などの費用や受験費用を無利子で貸し付けています。条件により返済も免除になります。この制度は所得が一定以下の世帯の方が利用できます。

【事業の内容】 中学3年生・高校3年生および4月1日時点で20歳未満の高校・大学などの中途退学者、高等学校卒業程度認定試験合格者、定時制高校4年生、浪人生などが高校・大学・専門学校などに入学するための受験料と学習塾などの費用を貸し付けます

【貸付金額 受験料貸付金Ⅱ】 中学3年生が2万7400円、高校3年生などが8万円、学習塾等貸付金Ⅱ20万円

※いずれも上限額。
【利用できる方】次の①～⑦をすべて満たす方

①引き続き1年以上都内に居住している②20歳以上の生計中心者③世帯収入（父母等）が一定以下である（世帯人数（父母等養育者および就労前の子どもの）の合計が4人の場合、給与収入（年間）一般386万4000円・ひとり親44万5000円）家賃控除ができる場合あり④預貯金など保有資産が600万円以下⑤土地・建物を所有していない（現在居住している場所および不動産所得を得ていない）

詳しくは同課福祉政策係 ☎470・7749へ。

母子・父子自立支援プログラム 策定事業のご案内

市では、個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズなどに応じた自立支援プログラムを策定し、これに基づいて、各種支援事業を活用することで、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を行っています。

【対象】原則として市内に住居する児童扶養手当受給者（生活保護受給者は対象外）

申し込みは児童青少年課（市役所2階）へ電話予約の上、ご相談ください。

詳しくは同課助成支援係 ☎470・7736へ。

新小学一年生を対象に 就学時健康診断を実施します

31年4月に小学校へ入学予定の児童を対象に、健康診断を実施します。

対象者には通知書を送付します。

【日時】10月3日（水）～11月22日（木）

受け付けは各小学校で、いずれも午後1時半から行います（左上表参照）

【対象】24年4月2日～25年4月1日生まれの方

【注意】病氣、その他やむを得ない事由により、入学予定校で受診できない方や、私立学校へ入学予定で受診しない方は、9月26日（水）までに「就学時健康診断通知書」が届かない方は、学務課保健給食係 ☎470・7779へご連絡ください

▼外国籍のお子さんで就学を希望する方は、早めに同課学事係（市役所6階）で手続きをしてください（外国籍の方のご案内は9月中旬に発送予定）

詳しくは同課へ。

学校名	電話	実施日
第一小学校	471・0014	10月17日（水）
第二小学校	471・0134	11月9日（金）
第三小学校	471・0104	11月8日（木）
第五小学校	461・5843	10月12日（金）
第六小学校	471・5370	11月22日（木）
第七小学校	471・0114	10月3日（水）
第九小学校	471・7548	11月21日（水）
第十小学校	473・9196	11月1日（木）
小山小学校	474・1691	10月26日（金）
神宝小学校	474・4108	10月30日（火）
南町小学校	461・2662	10月5日（金）
本村小学校	474・0404	11月2日（金）
下里小学校	473・7117	10月10日（水）

土地・建物を除く。ただし、不動産所得があっても状況により対象となる場合あり）⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない

※この他、原則、連帯保証人が必要です。

申し込みは31年2月15日（金）までに、福祉総務課（市役所1階）へ。

※申請書は31年2月8日（金）までに同課へ受け取りに来てください。

詳しくは同課福祉政策係 ☎470・7749へ。

児童扶養手当・特別児童扶養 手当の申請はお済みですか

次の要件に該当する方で、まだ手当を受けていない方は申請してください。ただし、所得制限があります。

申し込みは31年2月15日（金）までに、福祉総務課（市役所1階）へ。

※申請書は31年2月8日（金）までに同課へ受け取りに来てください。

詳しくは同課福祉政策係 ☎470・7749へ。

児童扶養 手当

【支給対象となる方】市内に住居する児童④または母が生死不明の児童⑤または母に1年以上上遺棄されている児童⑥または母が1年以上拘禁されている児童⑦母が婚姻によらないうで生まれた児童⑧または母が、母または父からの申し立てにより発せられたDV保護命令を受けた児童

※父親・母親・養育者が公的年金を受給できるときや、児童が父親または母親に支給される年金の加算対象になっているときは、手当の金額が変更または停止となる場合があります。

また児童が児童福祉施設などに入所しているときなど、対象にならない場合があります。

特別児童扶養 手当

【支給対象となる方】市内に住居する児童④または母が生死不明の児童⑤または母に1年以上上遺棄されている児童⑥または母が1年以上拘禁されている児童⑦母が婚姻によらないうで生まれた児童⑧または母が、母または父からの申し立てにより発せられたDV保護命令を受けた児童

※父親・母親・養育者が公的年金を受給できるときや、児童が父親または母親に支給される年金の加算対象になっているときは、手当の金額が変更または停止となる場合があります。

また児童が児童福祉施設などに入所しているときなど、対象にならない場合があります。



児童扶養手当・特別児童扶養手当を振り込みます

申請には指定の診断書の提出が必要ですが、省略できる場合があります。

現況届の提出をお忘れなく

児童扶養手当と特別児童扶養手当の現況届は、受給資格の確認のために必要なものです。提出がないと12月期支払い分からの手当が支給されない場合がありますので、ご注意ください。

認定されている方には現況届のお知らせを郵送します。受付期間中に児童青少年課（市役所2階）で手続きをしてください。

なお、児童扶養手当については、手当の支給開始から5年が経過した方に「一部支給停止適応除外事由届出書」を6月中に送付しました。現況届と一緒に提出してください。

【現況届受付期間】児童扶養手当・特別児童扶養手当のいずれも、8月1日（水）～31日（金）、25日（土）以外の土曜・日曜日を除く、午前8時～午後5時、ただし、8月23日（木）～24日（金）は午後8時まで夜間窓口を、25日（土）は午前9時～午後4時に休日窓口を開設します。ぜひご利用ください。

【注意】現況届では、所得状況の調査も行いますので、市民税・都民税の申告が未申告の方は、課税課（市役所2階）で申告を済ませた上で、現況届を提出してください。

詳しくは児童青少年課助成支援係 ☎470・7736へ。



特別障害者手当・障害児福祉手当 など受給資格の所得制限限度額は 8月以降も据え置かれます

【所得制限限度額】本人所得が360万4000円で、扶養親族等が1人増すごとに38万円を加算

※扶養親族などのうち、老人控除対象配偶者または老人控除対象扶養親族がある場合は、1人につき10万円を、特定扶養親族（19歳～23歳未満）がある場合は1人につき25万円を加算します。

【対象】特別障害者手当Ⅱ20歳以上で身体・内部または精神に著しい障害があり、身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度程度の障害が重複している在宅の方▼障害児福祉手当Ⅱ20歳未満で、身体・内部または精神に著しい障害があり、身体障害者手帳1級・2級の一部または愛の手帳1・2度程度の方

申請には医師の専用様式による診断書などが必要です

▼**重度心身障害者手当Ⅱ**重度の心身障害のため常時特別な介護を必要とする方

▼**重度知的障害者手当Ⅱ**重度の知的障害と身体障害の重複障害の方

▼**重度の肢体不自由**で四肢機能が失われ、座ることが困難な方

ただし、施設入所および3カ月を超えて入院している方には支給されません。

※手当に該当すると思われる方は障害福祉課（市役所1階）へ問い合わせてください。

詳しくは同課 ☎470・7747へ。

要とする方

▼**重度の知的障害**と身体障害の重複障害の方

▼**重度の肢体不自由**で四肢機能が失われ、座ることが困難な方

ただし、施設入所および3カ月を超えて入院している方には支給されません。

※手当に該当すると思われる方は障害福祉課（市役所1階）へ問い合わせてください。

詳しくは同課 ☎470・7747へ。

小児慢性特定疾病医療費助成の 更新手続きについて

小児慢性特定疾病医療費助成の医療券をお持ちの方で、引き続き医療費助成を希望する方は、更新手続きが必要です。更新に必要な書類などは都から郵送されます。早めに手続きを済ませてください。

詳しくは同課 ☎470・7747、ファクス（475・8181）へ。

【受付時間・会場】開庁日の午前8時半～正午と午後1時～5時15分に障害福祉課（市役所1階）で

介護保険施設サービス利用時の 居住費（部屋代）・食費の軽減制度について 随時申請を受け付けます

介護保険施設サービスを利用したときの費用は、施設サービス費（利用料）の自己負担分（負担割合Ⅱ「1割」「2割」「3割」のいずれか）に加え、食費・居住費（部屋代）・日養費が軽減されますが、所定の認定要件に当てはまる方は、申請により食費・居住費（部屋代）の軽減制度（負担限度額認定）が受けられます。

所得区分に応じて食費・居住費（部屋代）の負担限度額（施設に支払う1日当たりの自己負担額）が設けられています。認定期間は、申請があった月の初日から翌年（1月～7月の申請は同年）7月31日までです。毎年8月1日を基準日として更新の手続きが必要です。施設入所や短期入所サービスの利用申し込みの予定がある場合は、早めに介護福祉課（市役所1階）で申請を行ってください。詳細は広報6月15日号2面または市ホームページをご覧ください。

【対象となるサービス】施設サービス（特別養護老人ホーム）

新たに施設サービスを受ける予定がある方、認定要件に当てはまらず更新申請を行わなかった方、または更新申請を行ったが認定結果が非該当であった方も、その後の所得状況や世帯状況、預貯金などの資産状況が変更になり、認定要件に当てはまった時点で、申請を行うことができます。判定の結果、承認され該当した場合は、申請月の初日から認定が受けられます。

詳しくは同課介護サービス係 ☎470・7750へ。

介護保険施設サービスを利用したときの費用は、施設サービス費（利用料）の自己負担分（負担割合Ⅱ「1割」「2割」「3割」のいずれか）に加え、食費・居住費（部屋代）・日養費が軽減されますが、所定の認定要件に当てはまる方は、申請により食費・居住費（部屋代）の軽減制度（負担限度額認定）が受けられます。

所得区分に応じて食費・居住費（部屋代）の負担限度額（施設に支払う1日当たりの自己負担額）が設けられています。認定期間は、申請があった月の初日から翌年（1月～7月の申請は同年）7月31日までです。毎年8月1日を基準日として更新の手続きが必要です。施設入所や短期入所サービスの利用申し込みの予定がある場合は、早めに介護福祉課（市役所1階）で申請を行ってください。詳細は広報6月15日号2面または市ホームページをご覧ください。

【対象となるサービス】施設サービス（特別養護老人ホーム）

新たに施設サービスを受ける予定がある方、認定要件に当てはまらず更新申請を行わなかった方、または更新申請を行ったが認定結果が非該当であった方も、その後の所得状況や世帯状況、預貯金などの資産状況が変更になり、認定要件に当てはまった時点で、申請を行うことができます。判定の結果、承認され該当した場合は、申請月の初日から認定が受けられます。

詳しくは同課介護サービス係 ☎470・7750へ。